

資料 1 - 37 がけ崩れ警戒区域一覧（1）

令和元年 8 月 1 日 現在

No.	名称	住 所	ランク※
1	里見公園分園西側	市川 4 丁目 13 番 ほか	I
2	国際医療福祉大学 市川病院東側	国府台 6 丁目 5 番 ほか	III
3	じゅんさい池南西側	国府台 5 丁目 3 番	III
4	じゅんさい池南東側	国分 4 丁目 4 番	III
5	国府台 1 丁目緑地 北西側	国府台 1 丁目 9 番	III
6	市営陸上競技場北 東側	真間 5 丁目 18 番	I
7	市営陸上競技場南 東側	真間 5 丁目 13 番 ほか	II
8	弘法寺参道西側	真間 4 丁目 9 番 ほか	III
9	弘法寺参道東側・亀 井院北側	真間 4 丁目 9 番	III
10	須和田公園南西側	須和田 2 丁目 16 番	II
11	須和田の丘支援学校 南側	須和田 2 丁目 17 番	II
12	須和田霊園東側	須和田 2 丁目 19 番	III
13	第二中学校東側	須和田 2 丁目 29 番 ほか	II
14	松香園東側	国分 2 丁目 17 番 ほか	II
15	松香園南側・西側	国分 2 丁目 16 番 ほか	III
16	国分 3 丁目 23 番南 側	国分 3 丁目 18 番	III
17	竺園寺西側・北西側	国分 5 丁目 15 番 ほか	III
18	JA いちかわ国分支店 西側・南西側	国分 6 丁目 20 番 ほか	I
19	JA いちかわ国分支店 北西側	中国分 1 丁目 9 番	III
20	松戸市境南東側	稲越町 186 番ほか	I
21	千葉商科大学野球 場東側	稲越町 219 番	III
22	国分高校東側	稲越町 302 番	II

No.	名称	住 所	ランク※
23	山王公園北東側	曽谷 5 丁目 19 番	I
24	曽谷緑地	曽谷 4 丁目 5 番ほか	III
25	曽谷 4 丁目 6 番西 側・南側	曽谷 4 丁目 3 番ほか	II
26	曽谷 3 丁目緑地	曽谷 3 丁目 20 番 ほか	II
27	第三中学校西側	曽谷 3 丁目 8 番	I
28	第三中学校北側	曽谷 3 丁目 5 番ほか	I
29	第三中学校西側(曽 谷 3 丁目 7 番南側)	宮久保 2 丁目 8 番	III
30	第三中学校南西側	宮久保 2 丁目 11 番ほ か	I
31	白幡神社南側・東 側	宮久保 4 丁目 2 番	I
32	白幡神社西側	宮久保 4 丁目 1 番	III
33	高圓寺西側	宮久保 4 丁目 4 番 ほか	I
34	高圓寺北側、高圓 寺霊園東側	宮久保 6 丁目 1 番 ほか	III
35	高圓寺霊園南側	宮久保 6 丁目 1 番	III
36	高圓寺霊園北東側	宮久保 6 丁目 6 番	III
37	宮久保幼稚園南側	宮久保 6 丁目 6 番	III
38	宮久保 5 丁目 17 番南西側	宮久保 6 丁目 3 番 ほか	II
39	光妙院南西側	宮久保 6 丁目 4 番	I
40	下貝塚中学校西側	下貝塚 1 丁目 2 番	II
41	下貝塚 2 丁目 10 番南東側	下貝塚 2 丁目 2 番 ほか	I
42	下貝塚 1 丁目 10 番東側	下貝塚 1 丁目 5 番	III
43	八幡神社南西側	大野町 1 丁目 126 番 ほか	I
44	下貝塚 2 丁目 10 番西側	下貝塚 2 丁目 11 番	I

※ ランク I：未整備（がけ高さ 5m 以上）、II：未整備（がけ高さ 5m 未満）、III：整備済み（一部整備済みも含む）

資料 1 - 37 がけ崩れ警戒区域一覧（2）

令和元年 8 月 1 日 現在

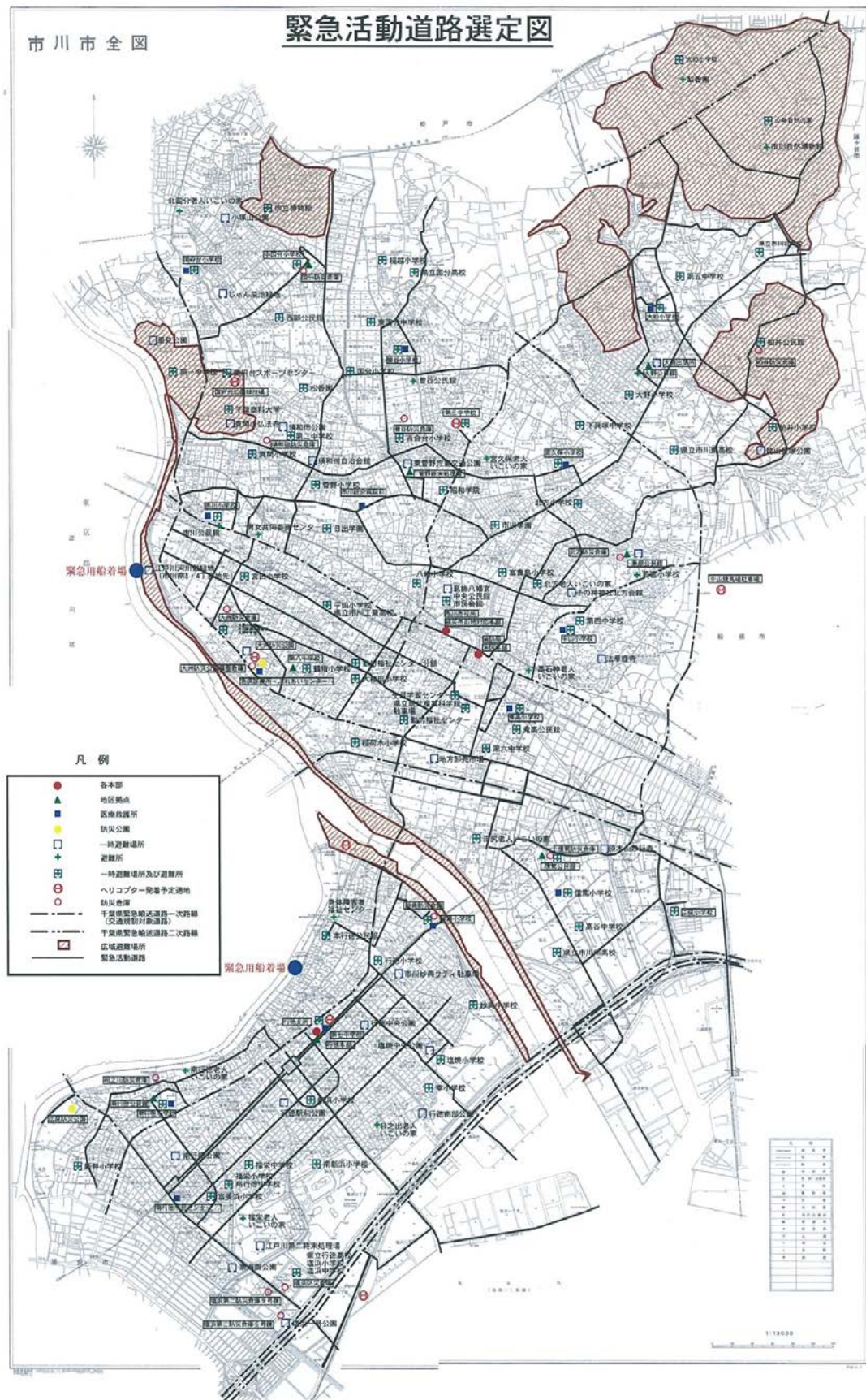
No.	名称	住 所	ランク※
45	下貝塚 2 丁目 28 番 南東側	下貝塚 2 丁目 18 番	I
46	梨風公園西側	大野町 1 丁目 445 番	I
47	南大野 2 丁目 24 番 北側	大野町 2 丁目 989 番 ほか	I
48	南大野 2 丁目 9 番 北側、10 番北側	大野町 2 丁目 1878 番	I
49	本将寺墓苑東側	大野町 2 丁目 906 番	I
50	大柏小学校南側・南 西側、大野緑地	大野町 2 丁目 1857 番ほか	I
51	JR 市川大野駅西側	大野町 2 丁目 826 番 ほか	II
52	市川大野霊園南側	大野町 3 丁目 1466 番ほか	II
53	みかど公園西側	大野町 3 丁目 1560 番ほか	II
54	養護老人ホームいこい 荘南側	大町 521 番ほか	II
55	みかど公園北東側	大野町 3 丁目 1611 番ほか	II
56	みかど公園南側、JR 市川大野駅北東側	大野町 3 丁目 1657 番ほか	II
57	大柏バス停東側	大野町 3 丁目 1761 番ほか	III
58	天満天神宮北西側	大野町 3 丁目 1951 番ほか	II
59	天満天神宮北西側	大野町 3 丁目 1952 番ほか	II
60	天満天神宮北側	大野町 3 丁目 1953 番ほか	III
61	天満天神宮北側	大野町 3 丁目 1956 番	III
62	第五中学校東側	大野町 3 丁目 1980 番ほか	II
63	第五中学校北側	大野町 3 丁目 1993 番ほか	II
64	第五中学校南側	大野町 3 丁目 2012 番ほか	I
65	充行院南側	大 野 町 4 丁 目 2966 番ほか	I
66	北消防署北東側	大 野 町 4 丁 目 2985 番ほか	I

No.	名称	住 所	ランク※
67	県立特別支援学校 西側	大野町 4 丁目 2982 番ほか	III
68	県立特別支援学校 南西側	大野町 4 丁目 2928 番ほか	III
69	県立特別支援学校 北西側	大野町 4 丁目 2896 番ほか	III
70	駒形公園東側	大野町 4 丁目 2851 番ほか	II
71	殿台公民館バス停 北側	大野町 4 丁目 2848 番ほか	III
72	浄願寺東側	大町 394 番ほか	I
73	市営霊園南側	大野町 4 丁目 2481 番	I
74	鎮守社神明社北東 側	奉免町 34 番ほか	I
75	奉免公園東側	奉免町 325 番ほか	I
76	奉免バス停南西側	柏井町 2 丁目 1413 番ほか	II
77	姥山会館南東側	柏井町 1 丁目 1135 番ほか	I
78	向根公園北東側	柏井町 1 丁目 1715 番ほか	II
79	向根公園南側	柏井町 1 丁目 1614 番ほか	I
80	千足会館北東側	北方町 4 丁目 2052 番ほか	I
81	富士見台公園西側	北方町 4 丁目 1768 番ほか	I
82	美濃輪公園北側・ 東側	本北方 3 丁目 14 番	I
83	八幡学園西側	本北方 3 丁目 16 番ほ か	I
84	八幡学園南西側	本北方 3 丁目 12 番	I
85	祐師山北側	中山 4 丁目 1 番	I
86	中山東公園東側	中山 4 丁目 18 番ほか	I
87	法典の湯バス停南 西側	柏井町 1 丁目 1520 番	III
88	中山 1 丁目 5 番北 側	中山 1 丁目 12 番	II

※ ランク I : 未整備（がけ高さ 5m 以上）、 II : 未整備（がけ高さ 5m 未満）、 III : 整備済み（一部整備済みも含む）

資料 1 - 38 緊急活動道路網計画

令和元年 8 月 1 日 現在



資料 1 - 39 避難所運営の様式（1）避難者名簿記入用紙

様式 1

避難者名簿記入用紙

※太線枠内に記入してください。

☐在宅避難 ☐避難所名

記入日	年 月 日	居住組	組	計 人		
家族 (同居家族全員を記入してください)	氏名 (ふりがな)	性別	年齢	配慮の要否	特技・資格	避難確認
	(代表者)	男・女		要・否		☐ 自宅 ☐ 避難所 ☐ その他 ☐ 不明
		男・女		要・否		☐ 自宅 ☐ 避難所 ☐ その他 ☐ 不明
		男・女		要・否		☐ 自宅 ☐ 避難所 ☐ その他 ☐ 不明
		男・女		要・否		☐ 自宅 ☐ 避難所 ☐ その他 ☐ 不明
		男・女		要・否		☐ 自宅 ☐ 避難所 ☐ その他 ☐ 不明
住 所	〒		自治(町)会			
電話番号 携帯番号			緊急連絡先 (親族等)			
自宅の 被害状況	☐ 被害なし ☐ 住めない位の損壊 ☐ 不安を感じる位の損壊 ☐ 床上・床下浸水 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止 ☐ 電話不通					
避難生活で配慮が必要な方は、その詳細を記入してください。 (妊娠婦、障害者、要介護者、アレルギーや宗教上の食制限、国籍など)						
その他、負傷(疾病)の状況やペットに関することなど、特別な要望があれば記入してください。						
安否確認のための情報開示 問合せやホームページ等に情報を公表して良いかどうか、 ☒ をつけて下さい。 ①親族・同居者からの安否の問合せに情報を公表することについて ☐ 同意する ☐ 同意しない ②知人等からの安否の問合せに情報を公表することについて ☐ 同意する ☐ 同意しない ③ホームページ等に安否情報を公表することについて ☐ 同意する ☐ 同意しない						
避難所記入欄 (避難所での役職・活動班等)						
退所状況	退所年月日	年 月 日				
	転出先住所					
	転出先電話番号					

状況が落ち着いたら記入してください。

資料 1 - 39 避難所運営の様式（2）居住組別避難者名簿

様式 2

居 住 組 別 避 難 者 名 簿

居住組		組	人数	家族・人		作成年月日	年 月 日	
	家族	氏 名		性別	年齢	役職・活動班等	要配慮者	退所日
1								/
2								/
3								/
4								/
5								/
6								/
7								/
8								/
9								/
10								/
11								/
12								/
13								/
14								/
15								/
16								/
17								/
18								/
19								/
20								/

資料 1－39 避難所運営の様式（3）要配慮者名簿記入用紙

様式 3

要 配 慮 者 名 簿 記 入 用 紙

※太線枠内に記入してください。

記入日		年 月 日		
支 援 が 必 要 な 方	ふりがな 氏名			居住組 組
	性別	男 ・ 女	生年月日	
	住 所			
	電話番号			
	家族・付添 (本人以外)	家族 人	付添 人	
支援が必要な理由 及び 必要な支援		※ひとり（自力）での避難が困難な理由を記入 (例：寝たきり・歩行が困難・〇〇が不自由)		
かかりつけの 医療機関				住所
				電話番号
日常必要な生活用具 や薬等				
緊急連絡先 (家族等)		氏名	電話番号・FAX・メール等	
その他、参考となる事項があれば記入してください。				
避難所記入欄（退所状況等）				

資料 1－39 避難所運営の様式（４）退所届用紙

様式 4

退 所 届 用 紙

退 所 日	年 月 日	居住組	組
退所者代表氏名			
同時退所家族	氏 名		続 柄
退所後の連絡先	住 所		
	電話番号		
備 考 (他の家族の有無)	避難所記入欄		

資料 1－39 避難所運営の様式（５）避難所運営日誌

様式 5

避 難 所 運 営 日 誌

日 付	月 日 ()				天 気			
人数確認	就 寝 (宿泊)	食 事			記載者			
		朝	昼	夜				
組					新規入所者数			
組					退所者数			
組					献 立	朝		
組							昼	
組						夜		
組								
組								
組					物資受入の有無			
組					ボランティアの有無			
合 計					外部取材の有無			
運営委員会会議 議題（連絡事項 ・検討事項）								

資料 1 - 39 避難所運営の様式（6）取材者用受付用紙

様式 6

取 材 者 用 受 付 用 紙

※太枠内に記入してください。

受付日時 年 月 日 (:)		退所日時 年 月 日 (:)	
代 表 者	氏 名		
	所 属		
	連絡先 (住所・電話番号)		
同 行 者	氏 名		所 属
	氏 名		所 属
	氏 名		所 属
	氏 名		所 属
	氏 名		所 属
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定：		
避難所付添者			<名刺添付場所>
特記事項			

資料 1 - 40 り災証明書様式

市川第 - 号

り 災 証 明 書

世 帯 主 住 所	
世 帯 主 氏 名	
り 災 年 月 日	
り 災 原 因	
り 災 場 所	
被 害 状 況	
り 災 物 件 表 示	
証 明 書 使 用 目 的	

上記事実に相違ないことを証明します。

年 月 日

市川市長 印

り災証明交付番号：

資料 1 - 41 訓練内容一覧（1）

令和元年 9 月 1 日 現在

実施主体	訓練名	実施時期	内 容
市	総 合 防 災 訓 練	原則として 防災の日 （9 月 1 日） または 防災週間内	震災対策に万全を期するため大地震の発生を想定し、市職員、市民、および防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合防災訓練で実施することにより、これらの協力体制を高め防災知識の向上、技能の修得を目的に毎年一回以上実施するものとする。内容については、次の事項を基本として最も効果的な方法により実施する。 ・初期消火訓練 ・避難誘導訓練 ・救助・救護訓練 ・情報収集訓練 ・広報訓練 ・非常招集訓練 ・津波対策訓練
市、地域 防災組 織、または 事業者	初 期 消 火 訓 練		自治（町）会等において、消火器、消火バケツ等を使用した消火訓練を実施し消火活動の知識と修得を図る。
	避 難 誘 導 訓 練		地震発生時および警戒宣言発令時に避難の勧告、または指示がなされた場合に市民が速やかに避難を行えるよう、市職員、市民および防災関係機関相互に対し、避難時の注意事項の周知と知識の修得を図る。
	救 助 ・ 救 護 訓 練		地震発生時に市職員、市民および防災関係機関が速やかに負傷者等の救助・救護活動にあたるよう、市職員、市民および防災関係機関に対し、救急救助技術の修得を図るとともにこれらを実施する上での注意事項等を含めた訓練を行い、知識、技能の修得を図る。
市	情報収集・ 伝 達 訓 練		震災時には電話線の切断、道路の破壊等により有線電話、自動車等は利用できないことが予想される。そこで、市および防災関係機関が災害時に適切に対処できるよう、市職員および防災関係機関に対し、情報連絡の有効な手段と考えられる無線機、自転車および徒歩を考慮した訓練を実施する。
	広 報 訓 練		震災時に冷静かつ沈着に、また状況に応じ手段を考慮して広報活動ができるよう、市職員および防災関係機関に対し、正確な情報伝達のための訓練を実施する。なお、広報放送文はあらかじめ次の区分により用意する。 ・揺れている最中に行うもの ・揺れがほぼおさまったときに行うもの ・地震後ある程度時間が経過してから行うもの ・その他
	非 常 招 集 訓 練		地震発生時および地震が発生する恐れがある場合に、必要な人員を早期に確保できるよう、市職員および防災関係機関に対し、あらゆる状況を考慮した非常招集訓練を実施する。また、市職員動員のための連絡方法の検討、参集方法、参集所用時間等の確認を行う。

資料 1 - 41 訓練内容一覧（2）

令和元年 9 月 1 日 現在

実施主体	訓練名	実施時期	内 容
市	津 波 対 策 訓 練		地震発生時に市職員、市民および防災関係機関が一体となって津波に関する情報のより早く正確な伝達と避難ができるよう、訓練を実施する。
	水 防 訓 練	4～6月の出水 期前	水害発生時において、被害を最小限にとどめ迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員に対し、土のう作成、排水ポンプ稼動訓練、無線通信訓練等を実施する。
消防署 (所)	消 防 訓 練		大規模災害に備え、市民による「自助」・「共助」体制の構築を図るため、市民参加型の消火・救助・応急救護訓練を実施する他、N B C 災害対応訓練、多数傷病者対応訓練を実施する。併せて、大規模な風水害事案を想定した警備本部図上訓練を実施する。
	救助・救急 訓 練		高度救助隊の発隊に伴い、高度救助資機材を活用した震災対応訓練を実施し震災対応能力の向上に努める。 また、本市は水難救助事故の発生率も高いことから、各部隊との連携強化を目的とし、水難救助訓練を定期的実施する。
	総 合 訓 練		消防署（所）および消防団と震災対応訓練、機械器具取扱い訓練（ロープワーク等）、放水・防ぎょ訓練等を合同で実施する。
	水 防 訓 練		風水害等の災害に対し、部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、水防工法訓練を実施する。

資料 1－42 緊急船着場一覧

令和元年 8 月 1 日 現在

No.	設置箇所	所 在 地	整備年度
1	市川緊急用船着場	市川南 4 丁目地先	平成 13 年度
2	常夜灯公園緊急船着場	本行徳 5 地先～関ヶ島 2 1 番地先	平成 21 年度
3	広尾防災公園緊急船着場	広尾 2 丁目地先	平成 27 年度

資料 1－43 市川市における震度の判定方法及び津波予報の概要

令和元年 8 月 1 日 現在

1市川市における震度の判定方法

気象庁が発表する震度は、地域単位または観測点単位で表示されるが、市川市の震度が発表された場合にはその震度に従い、市川市の震度がなんらかの原因で発表されない場合には、以下の要領で市川市の震度に読み替えるものとする。

○千葉県北西部及び東京 23 区の震度が発表された場合

→両者のうちどちらか大きい方を市川市の震度として読み替える

2津波予報の概要

市川市は、気象庁津波予報区の「東京湾内湾」に含まれ、以下の津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分によって、注意報・警報が発表される。

●気象庁の津波予報区

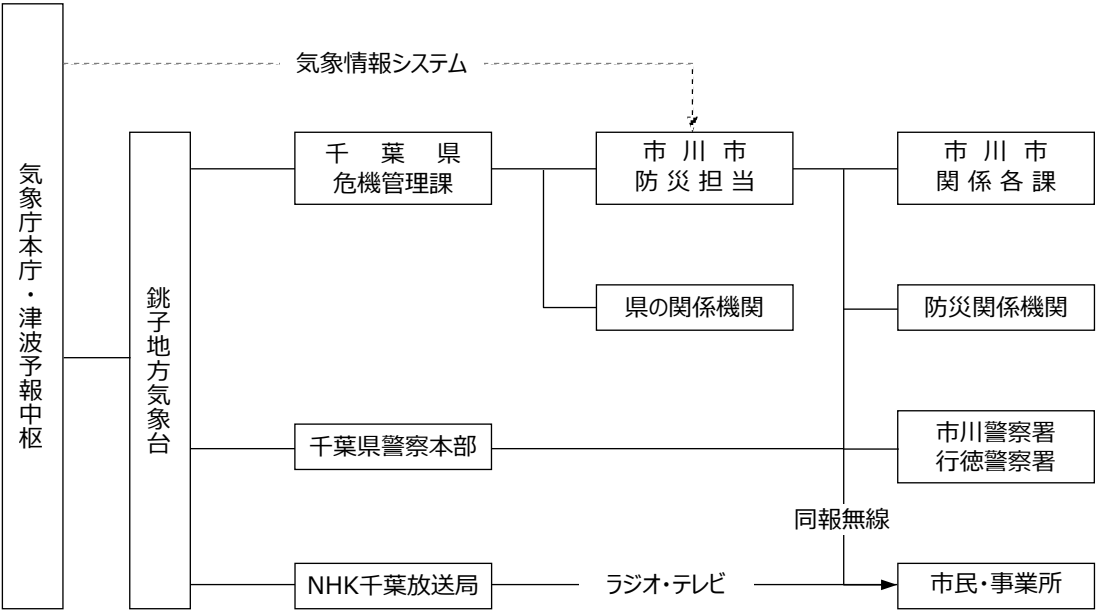
津波予報区	区 域
東京湾内湾	富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。

●津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ	
	区分	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	1 0 m～ 5 m～1 0 m 3 m～5 m	1 0 m<予想高さ 5 m<予想高さ≤1 0 m 3 m<予想高さ≤5 m	1 0 m超 1 0 m 5 m	巨大
津波警報	1 m～3 m	1 m<予想高さ≤3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m～1 m	0.2 m≤予想高さ≤1 m	1 m	(表記しない)

資料 1－44 地震情報・津波情報の伝達系統図

令和元年 8 月 1 日 現在



資料 1 - 45 本部会議及び県への報告一覧

令和元年 8 月 1 日 現在

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第 1 報の後、詳細が判明の都度直ちに ● 県への報告方法 [電話、FAX及び端末入力]
災害総括報告	定 時	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市川市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、避難所の設置状況、住民避難等の状況について報告	① 原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 本部会議または県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで ● 県への報告方法 [電話、FAX及び端末入力]
	確定時 報 告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10 日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市川市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 市川市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 ● 県への報告方法 [端末入力及び文書]
	年 報	4 月 1 日 現在で明らかになった、1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	4 月 20 日まで ● 県への報告方法 [端末入力及び文書]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 本部会議または県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで ● 県への報告方法 [電話、FAX及び端末入力]

資料 1 - 46 被害の認定基準（1）

令和元年 8 月 1 日 現在

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 か月未満の治療を要する見込みの者とする。
住家被害		住家とは現実に居住の用に供している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家部分が倒壊、流失、埋没したものの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害		住宅以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共用建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

資料 1 - 46 被害の認定基準（2）

令和元年 8 月 1 日 現在

被 害 区 分		認 定 基 準
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）が適用され、維持管理上必要な管渠、ポンプ場、処理場施設とする。
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上、重要な輸送施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で、断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

資料 1 - 46 被害の認定基準（3）

令和元年 8 月 1 日 現在

被 害 区 分		認 定 基 準
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	その他	農産被害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林業被害 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
		商工被害 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 1 - 47 災害救助法による救助の種類（１）

令和元年 8 月 1 日 現在

救助の種類	救助の対象・期間等
避難所の設置 （市）	・現に被害を受け、又被害を受けるおそれのある者を収容する。 ・被災発生の日から 7 日以内（期間延長あり）
応急仮設住宅の供与（県）	・住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 ・災害発生の日から 20 日以内着工（着工期間延長あり） ・供与期間 2 年以内
炊き出しその他のよる食品の給与（市）	・ 1 避難所に収容された者 ・ 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者 ・災害発生の日から 7 日以内（期間延長あり）
飲料水の供給（市）	・現に飲料水を得ることができない者 ・災害発生の日から 7 日以内（期間延長あり）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（市）	・全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 ・災害発生の日から 10 日以内に完了（期間延長あり）
医療（県）	・医療の途を失った者（応急的処置） ・災害発生の日から 14 日以内（期間延長あり）
助産（県）	・災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） ・分べんした日から 7 日以内（期間延長あり）
被災者の救出（市）	・ 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 ・ 2 生死不明な状態にある者 ・災害発生の日から 3 日以内（期間延長あり） ・期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う
被災した住宅の応急修理（市）	・ 1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 ・ 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ・災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了（期間延長あり）
学用品の給与（市）	・住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒 ・災害発生の日から（教科書）1 ヶ月以内（文房具及び通学用品）15 日以内に完了（期間延長あり）
埋葬（市）	・ 1 災害の際死亡した者 ・ 2 実際に埋葬を実施する者 ・災害発生の日から 10 日以内に完了（期間延長あり） ・災害発生の日以前に死亡した者であっても対象
死体の搜索（市）	・行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により、すでに死亡していると推定される者 ・災害発生の日から 10 日以内に完了（期間延長あり） ・災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定

資料 1 - 47 災害救助法による救助の種類（2）

令和元年 8 月 1 日 現在

救助の種類	救助の対象・期間等
死体の処理 (県)	・災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く） ・災害発生の日から10日以内に完了（期間延長あり）
障害物の除去 (市)	・居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者。 ・災害発生の日から10日以内に完了（期間延長あり）
輸送費及び賃金職員等雇上費	・ 1 被災者の避難 ・ 2 医療及び助産 ・ 3 被災者の救出 ・ 4 飲料水の供給 ・ 5 死体の搜索 ・ 6 死体の処理 ・ 7 救済用物資の整理配分 ・救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	・ 1 医師、歯科医師 ・ 2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 ・ 3 保健師、助産師、看護師及び准看護師 ・ 4 土木技術者、建築技術者 ・ 5 大工、左官、とび職 ・ 6 救急救命士 ・救助の実施が認められる期間以内 ・時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料 1 - 48 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（1）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考(費用の対象等)
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 福祉避難所を設置した場合、当該地域の通常の実費を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 避難所生活が長期にわたる場合等、宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 平均 1 戸当たり 5,610,000 円以内	災害発生の日から 20 日以内に着工 供与期間は原則 2 年以内	1 設置にかかる資材費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費 2 原則、土地借料は含まれない。 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域の実費とする。 4 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合、集会等に利用する施設を設置できる。（50 戸未満でも小規模施設を設置可） 5 福祉仮設住宅を設置できる。
		借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から 供与期間は原則 2 年以内	費用は、家賃、共益費、敷金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

資料 1 - 48 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（2）

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備考(費用の対象等)	
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失、 若しくは損傷し、直ちに日 常生活を営むことが困難 な者	1 夏期（4月～9月）、冬期 （10月～3月）の季別は災害 発生の日をもって決定する		2 下記金額の範囲内		災害発生 の日から10日 以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限る。	
		区分		1人 世帯	2人 世帯			
		全 壊 全 焼 全 流 失	夏 季	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200
			冬 季	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏 季	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700
			冬 季	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額 以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生 の日から14日 以内	患者等の輸送費は別途計上	
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分娩し た者であって、災害のため 助産の途を失った者（出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用し た衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の8割以内の額				分娩した日 から7日以内	妊婦等の輸送費は別途計上	
被災者の救 出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費				災害発生 の日から3日 以内	1 期間以内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上	
被災した住 宅の応急修 理	1 住家が半壊（焼） し、自らの資力では応 急修理をすることができ ない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家 が半壊（焼）した者	居室、炊事場、便所等日常生活に 必要最小限度の部分 一世帯当たり584,000円以内				災害発生 の日から1月 以内		

資料 1 - 48 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（3）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考(費用の対象等)
学用品の給付	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具費及び通学用品費は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400 円 中学校生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から ・教科書： 1 月以内 ・文房具及び通学用品： 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	一体当たり 大人(12 歳以上) 211,300 円以内 小人(12 歳未満) 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一度死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、消毒等： 一体当たり 3,400 円以内 ・一時保存： 既存建物借上費は通常の実費 既存建物以外は一体当たり 5,300 円以内 ・検索： 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,400 円	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

資料 1－48 災害救助法による救助の程度、期間及び実費弁償等（４）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備考(費用の対象等)
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	災害救助法の定める費用	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり ・医師、歯科医師 24,700 円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 14,300 円以内 ・保健師、助産師、看護師、准看護師 14,800 円以内 ・救急救命士 13,900 円以内 ・土木技術者、建築技術者 14,600 円以内 ・大工 23,900 円以内 ・左官 25,500 円以内 ・とび職 25,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。